氷　見　市
環境基本計画

― 概　要　版 ―

令和３年度 ▶ 令和13年度

人・自然が循環共生する　環境にやさしいまち氷見

氷見市

令和3年3月

計画策定の目的・位置づけ

●本計画は、「氷見市住みよい環境づくり条例」に位置づけられる計画として、総合計画が目指す都市像や基本方針を環境面から着実に実現していくための役割を担う計画になります。

●第２次氷見市環境基本計画（平成25年３月）の策定から８年の間に、国内外の環境施策は大きく変化しています。この計画期間の取組みによる成果と課題、本市を取り巻く状況の変化や社会の課題等を考慮しながら、時代に即した環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の視点に立って、第３次氷見市環境基本計画を策定するものです。

①第２次環境基本計画の成果と課題を踏まえた取組みの拡充

②氷見市総合計画・氷見市国土強靭化地域計画及び環境関連計画との整合

③国内外の動向の反映

④ＳＤＧｓの考え方も踏まえたエネルギーの地産地消によるゼロカーボンシティへの挑戦

計画の期間

令和３(2021)年度から令和13(2031)年度までの11年間

●計画の目標年度を令和13(2031)年度、中間目標年度を令和８(2026)年度とします。

●国内外の社会情勢の変化や科学技術の進展、本市における環境や社会構造等に大きな変化が生じた場合は、計画の実効性を高めるため、必要に応じて計画を見直します。

国内外の社会情勢の変化

■**東日本大震災**（平成23(2011)年３月）**を契機とした国のエネルギー政策の変化、持続可能な社会の重要性の再認識**

■**世界人口の増大による世界的な天然資源・エネルギー・水・食料不足と日本経済に及ぼす影響の懸念**

■**持続可能な開発のための2030アジェンダと17の持続可能な開発目標（SDGs）の採択**（平成27(2015)年９月）

環境・社会・経済の統合的向上に向けた取組み

■**パリ協定の発効**（平成28(2016)年11月）

温室効果ガス削減等に関する新たな国際的枠組みに基づく地球温暖化防止対策の推進

■**環境省において、環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくり（ローカルSDGs）の推進**

■**気候変動に伴う自然災害の頻発・激甚化に対応した強靭な国づくりの推進**

本市の環境や社会構造の変化

■**前回計画は平成25年３月に策定**

■**少子・超高齢化社会の進行による人口動態の変化**（若年人口・労働人口の減少）**と地域コミュニティの弱体化の懸念**

■**自動車が不可欠な拡散型のまち構造の拡大、中心市街地の空洞化、空き家や空き地の増加**

■**二酸化炭素排出量（民生家庭部門、民生業務部門）の大幅な増加**

■**農林水産業の担い手不足に伴う森林・農地・水辺の公益的機能の低下**

（豊かな自然環境の喪失、動植物の分布域の変化、自然災害への脆弱化、生物多様性による恩恵の劣化等）

■**市の環境と社会・経済を統合的に推進する持続可能なゼロカーボンシティの構築**

計画の推進体制

●計画を着実に推進するための体制を整えるとともに、氷見市環境審議会において計画に掲げた環境指標の達成状況や各種施策の進捗状況等を点検・評価し、原則１年を基本単位とするPDCAサイクルに基づきながら、計画の継続的な改善と推進を図ります。

●とりわけ環境行政では、市民や事業者等の環境配慮行動の多少が、成果を大きく左右することから、中心的な役割を担うことが期待される市民や事業者との協働・連携体制を推進します。

環境像と施策の体系（基本目標・基本方針）

本市の特色ある自然や地域資源を活かしながら、市の環境と社会経済を統合的に推進する持続可能なゼロカーボンシティを目指します。この目標を達成するために長期的な未来を見据えて、環境像を次のとおり定めます。

環境像　**人・自然が循環共生する　環境にやさしいまち氷見**

この環境像を実現するための施策の体系（基本目標、基本方針）を次のとおり定めます。

施　策　の　体　系

基本目標			基本方針
分野目標 Ⅰ	健康・安全	本市の環境の礎（いしずえ）として、市民の「健康・安全」を守ります	1. 大気環境の保全 2. 水環境の保全 3. その他生活環境の保全
分野目標 Ⅱ	低炭素・資源循環	本市の持続可能な未来を築くため、「低炭素・資源循環」都市を目指します	1. 低炭素型まちづくりの推進 2. ３Ｒ・適正処理の推進
分野目標 Ⅲ	自然共生	本市の自然環境を未来へ引き継ぐため、「自然共生」都市を目指します	1. 森林・農地・水辺の公益的機能の向上 2. 野生生物との共生 3. 自然災害への適応力（レジリエンス）の強化
分野目標 Ⅳ	快適・心の豊かさ	本市の魅力向上のため、「快適・心の豊かさ」のある暮らしを目指します	1. 快適でうるおいのあるまちづくりの推進 2. 特色ある景観・文化の保全・創造
推進機軸	人・しくみづくり	4つの分野別目標の機軸となる「人・しくみづくり」を推進します	1. 環境を守り育てる人材の育成 2. 環境を守り育てる協働・連携体制の整備 3. 環境と産業の好循環の推進

また、本計画を推進するための核となり先導的な役割を果たす事業として、分野横断的に４つの「リーディングプロジェクト」を設定します。

リーディングプロジェクト

✓ エネルギーの地産地消プロジェクト

省エネルギー化、再生可能エネルギーの地産地消、農林水産業の育成・振興、カーボンニュートラル産業の振興

✓ 住みよさアッププロジェクト

ゼロカーボンシティの取組み、美しく清潔なまちづくり、快適に移動できるまちづくり、まちなかの賑わいの創出

✓ 自然との共生プロジェクト

温室効果ガスの吸収源対策、森林・林地の保全・活用、沿岸海域の保全・活用、有害鳥獣・特定外来生物の管理、社会インフラの強靭化、防災・減災の意識啓発、自主防災組織との連携・支援

✓ 氷見の環境を育てる応援プロジェクト

環境情報の共有化、市民等の自発的な活動、地域の循環共生を育む持続型農林水産業の育成・振興、自然・文化資源を活かした観光の振興、カーボンニュートラル産業の振興

分野目標 Ⅰ

健康・安全

上記のマークは、2015（平成27）年に国連サミットにて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の17ゴールを指します。ＳＤＧｓは、2030（令和12）年までの達成を目標としています。このＳＤＧｓで掲げた17のゴールは、大なり小なり環境と関連していることから、本計画においても、ＳＤＧｓの考え方を取り入れ、環境と密接に関係する社会や経済の統合的向上による持続可能なまちづくりを目指すことにしています。

1 大気環境の保全

市内の大気環境を監視するとともに、大気環境の汚染発生源毎の対策を適切に実施することで、大気環境を保全します。

1-(1) 大気環境の監視

●一般環境観測局（氷見局）における大気環境の常時監視

1-(2) 大気汚染・悪臭対策の推進

○法令等に基づく、工場及び事業場の大気汚染や悪臭の監視・指導

○廃棄物の野外焼却禁止の啓発と違反者への指導

○エコドライブの普及啓発

2 水環境の保全

市内の水環境を監視するとともに、水環境の汚濁発生源対策、地下水の水源保全対策、水資源対策を適切に実施することで、水環境を保全します。

2-(1) 水質環境の監視

●公共用水域や地下水の水質調査による経年監視

2-(2) 水質汚濁対策の推進

○法令等に基づく、工場及び事業場の水質汚濁の監視・指導

○下水道整備地域における下水道の早期接続に係る啓発

○下水道未整備地域における合併浄化槽の設置及び適正管理に係る啓発

2-(3) 地下水・地盤環境の保全

○消雪設備利用者に対する適正利用・維持管理に係る啓発

2-(4) 水資源の保全・活用

○水源地域の森林保全・整備の推進

○上下水道施設・管路等の計画的な更新・耐震化の促進

3 その他生活環境の保全

市内の生活環境（騒音や放射線量、有害化学物質等）を監視するとともに、健康で安全な生活環境に関する情報収集や対策等の普及啓発を適切に実施します。

3-(1) その他生活環境の監視

●騒音調査（一般環境・自動車）等による経年監視

●環境放射線観測局（市内９局）の空間放射線量の監視

3-(2) 騒音・振動対策の推進

○法令等に基づく、工場及び事業場の騒音や振動の監視・指導

3-(3) 有害化学物質対策の推進

○低農薬・有機農法等の普及啓発

○法令に基づく、有害化学物質の排出事業者の監視・指導

3-(4) 健康で安全な生活環境づくりの推進

○食の安心・安全に向けた啓発

○感染症・熱中症・低体温症等の予防に向けた啓発

備考）上記に掲げた主な環境施策にある○印のうち、「○」は一般施策、「●」は重点施策であることを示します。

分野目標 Ⅱ

低炭素・資源循環

1 低炭素型まちづくりの推進

市民・事業者・行政が一体となって、複合的な温室効果ガス削減対策を計画的かつ継続的に取り組むことで、地球温暖化防止を推進します。

1-(1) ゼロカーボンシティの取組みの推進

- ●「ゼロカーボンシティ（市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロ）」の2050年までの実現に向けた取組みの推進
- ○都市機能の集積化に配慮した土地利用の推進
- ○まちなかの回遊動線の向上
- ○まちなか地区の居住者や空き店舗活用者に対する支援
- ○地域の実情に即した交通サービスの検討
- ○公共交通利用者に対する利便性の向上

1-(2) 省エネルギー化の推進

- ●建物への省エネ性能設備機器導入についての普及啓発や国等による支援策に関する情報提供
- ●家庭用省エネ設備機器の設置に係る補助金制度の実施
- ○公共施設等に対する省エネ設備の積極的な導入

1-(3) 再生可能エネルギーの地産地消の推進

- ●太陽光発電設備等の普及啓発や国等による支援策の情報提供
- ●家庭用創エネ設備の設置に係る補助金制度の実施
- ●「氷見ふるさとエネルギー株式会社」によるエネルギー構造高度化事業の支援

1-(4) 温室効果ガスの吸収源対策の推進

- ●市民や各種団体等との協働・連携による森林整備の推進
- ○森づくりの参画意欲向上のための普及啓発
- ○氷見産木材（間伐材等を含む）利用促進に係る支援

1-(5) 市による率先的な地球温暖化対策の推進

- ○「氷見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく、市庁舎等の温室効果ガス排出削減の推進
- ○「氷見市グリーン購入調達方針」に基づく、環境にやさしい物品の購入

2 ３Ｒ・適正処理の推進

３Ｒ（ごみの発生抑制、再使用、リサイクル）やごみの適正処理を推進することで、循環型社会を目指します。

2-(1) ごみの減量化の推進

- ●「氷見市一般廃棄物処理基本計画」に基づく、ごみの発生抑制対策の推進
- ○家庭での手付かず食料品や食べ残しゼロに向けた普及啓発
- ○流通・販売過程の食品ロス対策の推進

2-(2) リサイクルの推進

- ●ごみの分別排出の徹底に係る啓発
- ○生ごみや食品廃棄物の分別・リサイクルの検討

2-(3) 適正処理の推進

- ○市所管の一般廃棄物処理施設の適正管理

2-(4) 災害廃棄物処理体制の整備

- ○「氷見市災害廃棄物処理計画」に基づく、災害廃棄物の収集・処理体制の整備

分野目標 Ⅲ

自然共生

1 森林・農地・水辺の公益的機能の向上

身近な自然（森林・農地・沿岸海域・水辺）の公益的機能を保全・活用します。

1-(1) 森林・林地の保全・活用

- ●市民や各種団体等との協働・連携による里山再生の推進
- ○「氷見市森づくりプラン」に基づく、森林の整備・保全・活用の推進

1-(2) 農地の保全・活用

- ○「人・農地プラン」に基づく、力強い農業構造の構築
- ○耕作放棄地・遊休農地の発生予防と再生活動への支援
- ○中山間地域の農地保全活動の支援

1-(3) 沿岸海域の保全・活用

- ●マイクロプラスチックの影響に係る周知及び廃プラスチック類の分別排出の徹底啓発
- ○沿岸海域の漁場環境保全活動の推進
- ○海岸漂着物の発生抑制対策や回収作業の推進

1-(4) 水辺の保全・活用

- ○海や河川、ため池の環境保全・整備の推進
- ○市民や各種団体等との協働・連携による水辺の美化活動や水生生物の保護
- ○景観や親水性に配慮した散策路や水辺空間の整備・活用

2 野生生物との共生

「ひみの自然」や多種多様な生きものとふれあう経験を通じて、野生生物との共生や自然保護の大切さを学びます。

2-(1) 生物多様性の保全

- ●氷見市自然保護員との連携による現況調査・自然保護対策の検討
- ○希少な野生動植物の保護・調査・研究
- ○環境保全型農業の促進

2-(2) 自然とのふれあいの場の整備

- ○氷見市田園漁村空間博物館施設の保全・活用
- ○子どもと自然がふれあう機会の創出
- ○ブルーツーリズム・グリーンツーリズム等の滞在型観光の促進

2-(3) 有害鳥獣・特定外来生物の管理

- ○「氷見市鳥獣被害防止計画」に基づく、人的・農作物被害状況の調査、被害防止対策の推進

3 自然災害への適応力（レジリエンス）の強化

平常時から自然災害への適応力（レジリエンス）を養うため、計画的に社会インフラの強靭化や防災リテラシーの普及啓発を推進します。

3-(1) 社会インフラの強靭化

- ●災害時の備えとして、公共施設におけるマイクログリッドの構築
- ○公共空地を活用した防災活動拠点、避難場所等の整備
- ○公共施設の長寿命化・老朽化対策の推進
- ○治山事業の推進
- ○まちの浸水対策の計画的な推進

3-(2) 防災・減災の意識啓発、自主防災組織との連携・支援

- ○ハザードマップ等による災害リスクの啓発
- ○自主防災組織の育成・支援
- ○住宅・建築物への耐震化に係る税制・融資制度の情報提供

分野目標 Ⅳ

快適・心の豊かさ

1 快適でうるおいのあるまちづくりの推進

暮らす人や訪れる人が過ごしやすい持続可能なまちづくりを推進します。

1-(1) 花と緑豊かなまちづくりの推進

- ○地域の花壇造成等への支援や機材・苗木等の支給
- ○氷見市海浜植物園を活用した各種イベントや体験学習の場の提供
- ○公共施設の緑化や街路樹の整備･維持管理

1-(2) 美しく清潔なまちづくりの推進

- ●市民ぐるみによる「氷見市一斉清掃」の開催
- ○ボランティアによる美化活動に対する支援
- ○ポイ捨てや不法投棄の防止に係る啓発看板や監視カメラの設置

1-(3) 快適に移動できるまちづくりの推進

- ●自動車運転免許返納者に対する公共交通利用割引の支援
- ○交通不便地域等の改善に向けた公共交通ネットワークの整備
- ○観光施設や公共施設を拠点としたレンタサイクルの推進

1-(4) まちなかの賑わいの創出

- ○「新文化交流施設」の整備
- ○空き店舗・空き家を活用した職住一体型等の開業支援
- ○「氷見市 藤子不二雄Ⓐまんがワールド」を活用したまちなかめぐりの促進

1-(5) 空き家・空き地等対策の推進

- ○空き家等の把握・データベース化
- ○空き家情報バンクの周知・利用促進

2 特色ある景観・文化の保全・創造

「ふるさと氷見」の景観・歴史文化の保全・創造や、食育・地産地消の取組みを推進します。

2-(1) 魅力的な景観の保全･創造

- ○「氷見市都市計画マスタープラン」に基づく、個性あるまちづくりの推進
- ○「氷見市景観条例」に基づく、建築物・工作物への景観誘導の推進
- ○海岸保安林の保全管理と海辺景観の保全

2-(2) 歴史的･文化的遺産の保全･活用

- ○「氷見の持続可能な定置網漁業」の日本農業遺産の認定を受けての取組み
- ○地元の伝統･文化が学べる体験学習の開催

2-(3) 郷土意識の醸成

- ○副読本「ふるさと氷見」を活用した子どものふるさと学習の推進
- ○ふるさと教育・生涯学習相談窓口の設置

2-(4) 食育･地産地消の推進

- ○学校給食への氷見産食材の利用促進
- ○「きときとキッズお料理道場」の開催
- ○毎年６月の食育月間、毎月19日の食育の日の情報発信

推進機軸

人・しくみづくり

1 環境を守り育てる人材の育成

環境をよくするための正しい知識や情報を学べる機会、体験できる機会を提供するとともに、核となる人材等を把握・育成します。

1-(1) 環境情報の共有化

- ●広報や市のホームページ、ＳＮＳ、イベント等を通じた環境関連情報の発信
- ○「氷見市住みよい環境づくり条例」に基づく年次報告書(氷見市の環境)の公表

1-(2) 環境教育・環境学習の機会提供・支援

- ○学校における環境教育の推進
- ○氷見市まちづくり出前講座や環境施設の見学会の開催
- ○気候変動やＳＤＧｓの学習の場の提供

1-(3) 核となる人材や団体の把握・育成

- ○ふるさと教育リーダーの人材発掘・養成
- ○環境フェアや月間環境活動等への支援

2 環境を守り育てる協働・連携体制の整備

市民・事業者・行政のそれぞれの立場で自発的な活動を推進されるよう、市民や関係団体等との協働・連携体制を強化します。

2-(1) 市民等の自発的な活動の促進

- ●省エネ化行動の普及啓発の推進
- ●再生可能エネルギーの活用に向けた普及啓発の推進

2-(2) 市民等の参画・協働の促進

- ○自治振興委員や地域づくり協議会が行う環境活動の支援
- ○地域おこし協力隊等との連携による環境保全活動の促進

2-(3) 広域的な連携・交流体制の整備

- ●国や県との協力・連携
- ○各種団体との情報交換、相互協力の推進

3 環境と産業の好循環の推進

人も自然もまちも、みんなが元気になる「環境と経済の好循環」を推進します。

3-(1) 地域の循環共生を育む持続型農林水産業の育成・振興

- ○農林水産業を希望する若者や新規就業者への支援
- ○６次産業化にチャレンジする事業者への支援
- ○市内の農林水産物のブランド化・販路拡大の推進
- ○木質バイオマスの利用拡大の支援

3-(2) 自然・文化資源を活かした観光の振興

- ●漁業文化や生業・まんが等の観光資源を軸とした回遊性のあるまちづくりの推進
- ○農業体験を通じた都市住民との交流促進
- ○氷見高校の「未来講座 HIMI学」を活用した氷見の豊かな自然・文化・社会との交流促進
- ○「氷見きときとファンクラブ」やファンミーティングを通じた氷見の魅力発信

3-(3) カーボンニュートラル産業の振興

- ●地域特性に応じた氷見市型エネルギー地産地消モデルの構築
- ○市の遊休地等を活用した太陽光発電やバイオマス発電の事業化検討
- ○公共施設や事業所単位でのＥＭＳの導入検討

氷見市環境基本計画（概要版）　令和３年３月

【発行・編集】氷見市市民部環境防犯課

[TEL]0766-74-8065　[FAX]0766-74-8104　[URL]https://www.city.himi.toyama.jp